

卞在昌(ビュン・ジェーチャン)関係民事裁判(第1, 第2, 第3事件) 一覧表

東京地方裁判所民事第45部合議係 (山田明裁判長)

	事件番号および件名	事案の概要	原告	被告	請求内容
第1事件 (セクハラ裁判) 提訴:2009年7月29日	平成21年(ワ)第XXXXX号 不法行為等に基づく損害賠償請求事件	被告卞在昌(主任牧師)が、被告教団における地位を悪用して、指導を受ける立場であった原告(女性)A, B, C, Dにセクハラ行為を繰り返したことにより、原告A, B, C, Dが被告卞在昌らに対して損害賠償請求をした事案である。	A, B, C, D	①卞在昌(ビュン・ジェーチャン) ②曹愛欄(チョ・アイラン) ③宗教法人・小牧者訓練会 ④株式会社・小牧者出版 ⑤有限会社・ポエマ	被告らは連帯して、原告A, B, C, Dに対して各1155万円(合計4620万円)を支払うこと
第2事件 (パワハラ裁判) 提訴:2009年12月15日	平成21年(ワ)第XXXXX号 不法行為等に基づく損害賠償請求事件	原告E(男性)の上司であった被告姜大日(牧師)が原告Eにパワハラ行為をし、原告Eが精神疾患を生じて安静が必要な状態であることを知りながら被告卞在昌(主任牧師)も原告Eにパワハラ行為をし、その症状を極限的に悪化させたため、被告卞在昌らに損害賠償請求をした事案である。	E	①卞在昌(ビュン・ジェーチャン) ②宗教法人・小牧者訓練会 ③姜大日(カン・デイル)	被告らは連帯して、原告Eに対して2000万円を支払うこと
第3事件 (名誉毀損裁判) 提訴:2011年5月30日	平成23年(ワ)第XXXXX号 損害賠償等請求事件	被告教団及び被告卞在昌が、第1および第2事件記載の原告らの被害主張は全て虚偽であり、これらの公開等によって名誉を毀損されたとして原告A, B, C, D, Eおよびその支援者らに対し損害賠償を求めた事案である。	卞在昌(ビュン・ジェーチャン), 宗教法人・小牧者訓練会	A, B, C, D, E(以上, 第1および第2事件原告); 坂本兵部, 加藤光一, 毛利陽子, 小笠原孝(以上, 支援者)の合計9名	①原告卞在昌(ビュン・ジェーチャン)に対し、被告らは連帯して5000万円を支払うこと。 ②原告小牧者訓練会に対し、被告らは連帯して5000万円を支払うこと。 ③主要新聞紙上に謝罪広告を掲載すること。

坂本兵部: 東京サラン教会牧師, 加藤光一: モルデカイの会代表, 毛利陽子: FOE (Faith of Esther)代表, 小笠原孝: 練馬グレースチャペル牧師

第1事件原告、第2事件原告、第3事件被告ら訴訟代理人弁護士: 湊信明(湊総合法律事務所)、齋藤大(ist総合法律事務所)、沖陽介(湊総合法律事務所)